

宮城県知事
村井嘉浩 殿

要望書

令和 2 年 5 月

宮城県市長会

県に係る要望一覧

	要望・決議事項	頁
県への要望	東日本大震災からの復旧・復興に関する決議	1
	令和元年東日本台風(第19号)による災害について	3
	地域医療の充実について	4
	医療費助成制度の充実強化について	6
	出産・子育て環境づくりの拡充強化について	7
	学校教育指導体制の充実について	8
	不登校児童生徒対策の充実強化等について	9
	強い農業の基盤づくりと有害鳥獣対策の強化に向けた予算確保について	10
	みやぎ県北高速幹線道路の早期整備について	11
	三陸沿岸部の道路交通網の整備について	13
	都市計画道路宮沢根白石線の整備促進について	15
	地域高規格道路の整備促進について	16
	白石・角田・山元間の広域的な幹線道路の整備促進について	17
	国道349号の整備促進について	18
	国道398号の整備促進について	19
	仙台塩釜港(石巻港区)の早期復興・整備促進について	20
	一級河川迫川流域に係る総合的な治水対策事業等の実現について	21
	宮城県における水道事業の広域化推進について	22
	新型コロナウイルス感染症対策について	23

※網掛は今回新たに要望する事項及び趣旨を新たにして要望する事項

宮城県の振興につきましては、平素から格別のご理解、ご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

今般の新型ウイルス感染拡大をふまえ、本年4月、書面表決による宮城県市長会議により、各市からの議案を審議し、要望事項として採択したところでござります。

つきましては、この実現方につきまして、特段のご高配を賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

宮城県市長会 会長

大崎市長 伊藤 康志

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災から 9 年が経過し、被災自治体においては、国内外の多くの皆様からのご支援をいただき、復興まちづくりに向け、着実に歩みが進んでいる。このような中、復興・創生期間満了まで残り 1 年を切り、昨年 12 月 20 日には、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針が閣議決定された。

基本方針では、復興庁の設置期限を 10 年延長し、専任閣僚を置き、復興予算の特別会計・震災復興特別交付税も継続する等の方針が示される一方、地震・津波被災地の復興事業支援については、5 年の期間が示された。しかしながら、被災地の復旧・復興が実現されるためには、期間にとらわれることない柔軟な対応が必要不可欠である。

よって、県は、今後とも、地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けた取組みを一層加速していくために、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 東日本大震災復興基金交付金（津波被災住宅再建支援分）の使途の拡充を図るとともに、復興・創生期間終了後の令和 3 年度以降も活用できるようにすること。
- 2 イノシシ被害が年々拡大し、イノシシ自体が生息域を広げながら繁殖を続けている状況下においては、単一の市町村だけでの対策では限界があることから、これまで、国・県が主体となり、広域的な対策（駆除、防除及び処分等）を行うよう要望を重ねてきた。令和元年度、国においては広域連携等による対策が図られるよう東北農政局主催の鳥獣被害対策会議が被害の大きい県南地域で開催されるなど、新たな取組が始まった。一方、県は、平成 29 年度より「指定管理捕獲事業」による捕獲、駆除に着手し、平成 30 年度は県央・県南地区を計画区域に定め、イノシシを主とした事業計画を提示されたが、令和元年度は、実施区域が県内 20 市町村から県内全域に拡大されたものの、その計画頭数が大きく削減されるなど、個体管理を主眼に置いた事業計画では、捕獲目標頭数に大きな乖離があることから、対象市町村の現状を十分に把握し、広域的な計画を策定すること。

また、「有害鳥獣捕獲事業」についても、捕獲したイノシシの放射性物質の濃度が基準値を超えていて未だに出荷制限の対象となっており、埋設あるいは解体を経ての

焼却処理をしなければならない状況にある。この結果、捕獲現場で解体作業に従事する地元獣友会の負担が大きくなっていることから、解体せずに処分可能な減量化処理施設設置への全額補助など、獣友会や農業者をはじめとした地域住民の負担軽減に向けた施策を行うこと。

令和元年東日本台風（19号）による災害について

令和元年10月12日から13日にかけて、1都12県に特別警報が発せられた大型の台風第19号は、これまでに経験したことのないような記録的な大雨や暴風をもたらし、北日本から西日本の広範囲にわたり、河川の氾濫や大規模な浸水、土砂崩れなどが起こり、人的被害や、多くの住宅が床上・床下浸水に見舞われるとともに、家屋が倒壊又は損壊する等の建物被害のほか、道路、河川、水道等のライフライン、農林水産業施設や工場、商店などに甚大な被害が発生し、被災地に深刻な影響を及ぼしている。

こうした中、被災地においては、全力を挙げて復旧・復興に取り組んでいるところであるが、被災地の住民が一日も早く日常の生活を取り戻すためには、復旧・復興に向けた財政支援など、迅速かつ丁寧な対応が不可欠である。

よって、県は次の事項について、既存の制度等にとらわれることなく、万全の措置を講じるよう要望する。

記

1 被災自治体への人的支援

被災地の早期復旧を図るため、県による被災自治体への支援職員等の派遣措置や財政的・技術的な支援策等を講じること。

2 災害復旧事業の推進

災害復旧事業については、早期完了に向けて十分な財政措置を講じるとともに、再び災害が発生しないよう改良復旧を積極的に推進すること。

地域医療の充実について

安全で安心な生活を送るためには、地域医療の充実が不可欠であり、中でも、自治体病院は地域の中心的な病院として、一般医療や救急医療等で重要な役割を担っており、地域医療に欠かせない存在である。

また、高齢化に伴う疾病構造の変化、事故や災害の多発傾向、医療技術の進歩、住民意識の変化などにより、救急医療及び高度専門医療に対する住民のニーズが拡大してきているが、医師や看護師等の医療従事者の不足が深刻化している上、本県における救急医療施設及び高度専門医療施設の設置状況は県内二次医療圏毎に見ると必ずしも十分とは言えない。各圏域内でのこれら施設の設置等だけでなく、医療法の規定に基づき、五疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）や五事業（救急医療、災害時医療、べき地医療、周産期医療、小児医療）、在宅医療に対応した医療分担及び地域医療連携体制の構築が強く望まれている。

よって、県は、地域医療の充実のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 自治体病院の役割に鑑み、経営環境の厳しい自治体病院の経営安定化のため、救急医療を始めとする不採算部門への支援、独自補助制度の創設等、財政支援措置を拡充すること。
- 2 県内の二次医療圏毎に医療機関の機能分担による整備を行い、小児科・産科医師を集約化した拠点病院の整備を早期に行うとともに、地域の中核的病院及び災害拠点病院の整備・強化を図ること。
- 3 救急医療体制を維持・確保するため、二次救急患者の転院体制を構築するなどにより、二次救急医療体制の充実強化を図るとともに、救命救急センター運営に対する財政支援を行うなどにより、三次救急医療体制の充実強化を図ること。

また、夜間及び休日における適正受診を促すよう、更なる啓発を行うこと。

- 4 各医療圏の連絡調整のため、基幹病院、消防機関、市町村等で構成する連絡会議を設置するとともに、夜間の初期救急の維持に主体的に取り組むこと。
- 5 医師、看護師、薬剤師、理学療法士等の医療従事者の人員の確保及び地域偏在の是正等が

図られるよう、医師派遣体制を充実させるとともに、自治医科大学等の入学定員の増員や医師に一定期間地域医療従事を義務付ける等のシステムを早急に構築する等、各種支援措置を講じること。

また、「働き方改革」が叫ばれている中、医師をはじめとする医療従事者の労働環境の整備が喫緊の課題と捉えた上で、不足している小児科・麻酔科・産婦人科等の診療科の医師や救急医の確保、医療従事者の離職防止対策、養成制度の充実・支援及び復職支援対策等、医療体制の一層の整備を図ること。

医療費助成制度の充実強化について

乳幼児医療費助成制度は、乳幼児の健全な発育を促進し、子育て家庭の経済的負担を軽減する重要施策として、都道府県の補助を受け、市町村事業として実施しているが、その内容は都道府県により異なっている。市町村においては、少子化が進む中で、独自に対象年齢を引き上げるなどの上乗せ助成が行われていることから、少子化対策に関する地域間格差が懸念される。制度にかかる費用については、本来の乳幼児医療費自己負担の5割、上乗せ助成部分は10割を市町村が負担しており、平成29年度からの宮城県の制度対象年齢の拡充も、各市町村が行っている上乗せ助成に比して十分なものとは言えず、依然として市町村の財政を圧迫している状況である。

また、母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度は、助成対象者等に対して、適切な医療提供の機会を確保するとともに経済的負担の軽減を図るものとして重要であり、欠かすことのできない制度であるため、制度の充実強化が求められている。

乳幼児医療費助成制度においては、県が中心となって県全体を調整した結果、医療機関等の窓口で自己負担額の支払いを必要としない現物給付が実施されているが、母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度においては、受給者が一旦自己負担額を支払い、その後、当該自己負担相当額の助成を受ける償還払いとなっており、受給者にとって経済的負担となっている。

よって、県は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 市町村が行う乳幼児医療費助成事業への補助について、市町村が助成対象とする年齢に適合した基準を設けるとともに、受給対象者の所得制限の限度額を緩和すること。
- 2 母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度においても、助成金の支払方法を償還払いから現物給付に変更するよう、医療機関及び国保連合会に働きかけを行うなど、県全体の調整を図ること。

出産・子育て環境づくりの拡充強化について

人口減少や少子高齢化が加速する中、安心して子どもを産み、育てるこことできる社会をつくるためには、子ども・子育て支援サービスの向上を図るとともに自治体間での格差を生じさせない取組みが必要である。

県は、「（仮称）新・宮城の将来ビジョン」骨子について（案）を令和元年12月18日の第4回宮城県総合計画審議会で示し、政策推進の基本方向「宮城の未来をつくる4本の柱」のひとつに「2 社会全体で育む宮城の子ども・子育て」の項目が盛り込んでいるが、同基本方向のうち、「2 (3) 取組6 結婚・出産・子育てを応援する環境の整備」について、市町村主導で実施する場合、支援対象者を市町村間で取り合うことになり、自治体の財政事情等により、格差の拡大が懸念される。

加えて、待機児童の解消は施設の不足だけが問題ではなく、保育士等人材の不足が問題であり全県的な対応が必要と考える。

よって、県は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 県主導による子どもを産み・育てる環境づくりの拡充強化を行うこと。
- 2 県立の保育士専門校を設置し、資格職の育成を行うこと。

学校教育指導体制の充実について

学校を取り巻く環境は、いじめ・不登校問題をはじめ、特別な支援を必要とする児童生徒等の増加など複雑・困難な状況にある。また、社会のグローバル化への対応力を養うICT教育や外国語教育の充実も求められている。

令和2年4月より小学校から全面実施される新学習指導要領においては、「主体的・対話的で深い学び」を通して、「（生きて働く）知識・技能」「（未知の状況にも対応できる）思考力・判断力・表現力等」「（学びを人生や社会に生かそうとする）学びに向かう力・人間性等」を育むことが求められ、学習の基盤となる資質・能力として、言語能力や情報活用能力の習得が重要となる。

このような状況において、学校現場では担当教員が一人で授業を行いながら、特に配慮を要する児童生徒等への対応も一層迫られており、きめ細かな学習指導を行うには限界がある。

そのため、各自治体では、小学校の外国語活動・外国語の授業をサポートする語学指導支援員や特に配慮を要する児童生徒等への学習活動の支援を行う教育支援員を各学校に配置し、学習指導体制の充実に努めているところであるが、その経費も年々増加傾向にあり、厳しい財政状況において十分な対応が困難となっている。

学校による格差を生じさせず、児童生徒等の発達段階を考慮した基礎・基本の学習を適切に理解、習得できる教育の推進は義務教育の責務である。

よって、県は、学校教育指導体制の充実を図るための財政支援の拡充、加配教員の増員及び専科教員配置など、特段の措置を講じるよう要望する。

不登校児童生徒対策の充実強化等について

宮城県の児童生徒の不登校の出現率は、全国平均と比較してかなり高い状況にある。

このような中、県においては、「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」を実施し、不登校傾向にある児童生徒への初期対応や不登校児童生徒への自立支援を学校等と連携し、学校外における児童生徒の学校復帰支援体制の構築に対し市町村の支援を講じているところである。

しかし、現行の支援制度は、官民の連携や事業実施の効率的実施という観点においては、その運用に弾力性が欠けるところがあり地域の実情による多様な事業実施の選択肢を制限している状況である。

よって、県は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業の実施においては、地域の実情に応じて、官民連携が可能となるよう補助事業の要件を緩和すること。
- 2 現在、平成32年度までとなっているみやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業の事業実施期間を延長し、市町村において継続的かつ計画的に児童生徒への支援が可能となるよう必要な措置を講ずること。

強い農業の基盤づくりと有害鳥獣対策の強化に向けた予算確保について

宮城県は、全国有数の米作地帯として栄え、「ササニシキ」、「ひとめぼれ」発祥の地として良質米の生産に努めている。ほ場整備事業実施地域においては、農事組合法人等が設立され、農地集積が進み地域農業の活性化が図られるとともに、大豆栽培が可能な汎用化水田の整備によって国内第2位の大豆作付面積を有している。また、平成29年には「大崎耕土」の伝統的水管理システムが評価され、大崎地域が世界農業遺産に認定され、世界に誇る地域資源を未来につなぐ取り組みを行っているところである。

今後、強くて豊かな農業を実現していくためには、農業の体质強化を図ることが不可欠であり、農地中間管理事業との連携を密にしつつ、農地の基盤整備を契機として農地集積し農業経営体の育成などに努めていくため、県は、強い農業づくりの基盤となる農地整備事業の着実な実施が必要である。

一方で、中山間地域を中心にイノシシをはじめとした有害鳥獣による農産物の被害が、年々深刻化、広域化している。このような状況の中、有害鳥獣の駆除、侵入防止のための防護柵の設置等に取り組んでいるが、鳥獣被害対策に要する市町村負担の増大、有害鳥獣対策に係る担い手の不足等により、今後継続して被害防止対策を講じていくことが極めて困難な状況にある。よって、県による特段の措置を講じるよう要望する。

みやぎ県北高速幹線道路の早期整備について

みやぎ県北高速幹線道路は、高速道路体系の縦軸となる東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を横軸として結ぶ地域高規格道路で、県北内陸部の登米・栗原圏域と三陸沿岸部の気仙沼・本吉圏域の地方中心都市相互の連携を強化し、産業・観光の活性化、物流の効率化、さらには、高次救急医療のアクセス道路としてなど、暮らしと命を守る重要な道路であり、地域の発展の基盤となる社会資本である。加えて富県宮城を実現する道づくりにおいて核を担う道路でもあることから、早期整備が熱望されている。

また、東日本大震災においては、沿岸部と内陸部を結ぶ東西軸が広域的な復興支援に大きく寄与したことなどから、本路線が被災地の早期復興を支援する「復興支援道路」として位置づけられたこともあり、その重要性はますます大きくなっている。

現在、Ⅲ期区間（佐沼工区）については、復興財源により加速度的に重点的な整備が行われているが、通常事業として連結許可された、みやぎ県北高速幹線道路と東北縦貫自動車道を結ぶ、（仮称）栗原インターチェンジについては、平成30年度に事業着手したものの、一日も早い事業完了に向けた取組が重要となっている。

加えて、Ⅰ期区間とⅢ期区間に繋ぐⅤ期区間については、いまだ事業化されておらず、三陸縦貫道との相互乗り入れにおいては計画も示されていない現状となっている。特にⅤ期区間（北方バイパス区間）の整備は、県北地域の高速幹線道路体系のミッシングリンク解消のために必要不可欠であり、道路利用者の利便性向上、時間的短縮が図られ、県北地域の高速道路体系の更なる向上が見込まれる。

みやぎ県北高速幹線道路の全区間が高規格道路として整備されることは、宮城県北地域と岩手県南地域を視野に入れた広域的な連携に加えて、被災沿岸部の観光や産業振興にも大きく寄与する。

よって、県は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 東北地域の高速道路体系のさらなる向上のため、東北縦貫自動車道との相互乗り入れをする（仮称）栗原インターチェンジの早期整備を図ること。

- 2 県北地域の高速交通体系におけるミッシングリンクの解消に向け、V期区間（北方バイパス区間）の整備について早期事業化を図ること。
- 3 「復興支援道路」としての早期効果が図られるよう、現在整備が進められている事業区間に對して重点的な予算配分を図ること。

三陸沿岸部の道路交通網の整備について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東日本一帯に想像を絶する壊滅的な被害をもたらし、その状況は筆舌に尽くしがたいものとなった。

今回の大震災では、三陸地域の基幹道路である国道 45 号は各地で寸断されたものの、三陸沿岸道路の供用区間においては損傷がほとんど無く、津波襲来時の避難道路やその後の緊急物資の輸送道路として極めて有効に機能し、まさに「命の道」であることが明確になった。

三陸沿岸道路については、昨年 8 月に（仮称）気仙沼湾横断橋を含むすべての区間が令和 2 年度までに開通する見通しが示され、三陸沿岸地域の住民は全線開通に大きな希望と期待を寄せている。

また、内陸部から三陸地域へアクセスする「くしの歯形」の救援ルートが被災地への救急活動や救援物資の輸送道路として有効に機能し、国道 284 号は、まさに「命を守る道路」と強く認識したところである。

大島地区では、住民長年の悲願であった「気仙沼大島大橋」の開通により離島であるが故の諸課題は解消されたが、同時に供用される予定であった橋梁のアクセス道である一般県道大島浪板線の一部区間（国道 45 号東八幡前から浪板橋までの区間及び磯草から浦の浜までの区間）の整備は延伸されている。交通渋滞緩和、国道 45 号及び大島玄関口である浦の浜への円滑な接続を図るため同路線の早期全線整備が求められている。

県最北端に位置する唐桑地区では、東日本大震災の際に至る所で道路が寸断され、長期間孤立状態が続くなど、災害時や緊急時の輸送路・搬送路に関して、常に交通上の支障の発生が危惧されることから、唐桑地区と鹿折地区を結ぶ主要地方道気仙沼唐桑線「気仙沼・唐桑最短道」の未事業化区間（舞根～浪板）の早期事業化が強く望まれている。

よって、県は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 災害時等における緊急輸送や代替機能確保を図り、沿線及び三陸沿岸地域の産業振興及び交流圏の拡大のため、国道 284 号の高規格化の早期実現を図ること。

- 2 一般県道大島浪板線を1日も早く全線供用するよう整備を図ること。
- 3 唐桑地区と鹿折地区を結ぶ主要地方道気仙沼唐桑線「気仙沼・唐桑最短道」の未事業化区間（舞根～浪板）の早期事業化を図ること。

都市計画道路宮沢根白石線の整備促進について

都市計画道路宮沢根白石線は、仙台市若林区河原町地区から南光台地区を経て、富谷市を経由して仙台市泉区寺岡地区に至る幹線道路で、公共交通を中心とする交通体系や災害時の緊急輸送道路網、そして都市活動を支える道路ネットワークとして各地区を有機的に結ぶ骨格的な幹線道路であり、仙台都市圏における都市機能の強化と賑わいを創出するとともに、国道4号の混雑緩和にも寄与することが期待される重要な道路である。

宮沢根白石線は、仙台市の北部地域と富谷市においては市街化区域内の区間の整備がほぼ完了しているが、近年、富谷市では新たな住宅団地や工業団地の整備の動きがあり、更なる人口の集中と企業の立地が見込まれていることから、今後、周辺道路の交通混雑が助長されると予想されるため、円滑な交通環境の整備が必要となっている。

このように、仙台都市圏の北部地域の人口増加や新たな企業立地が進むことに伴う交通量の増加に対応し、国道4号等の渋滞緩和や公共交通の利便性を向上させるためにも、宮沢根白石線の整備は重要性を増している。

よって、県は、整備効果の重要性を十分認識するとともに、宮沢根白石線の経済・環境・防災機能を十分に發揮するため、富谷市明石地内の未整備区間の県による整備を要望する。

地域高規格道路の整備促進について

県道大衡仙台線(都市計画道路北四番丁大衡線)は、大衡村の国道4号を起点として大和町を通り、仙台市青葉区の国道48号に至る路線であり、大和町と仙台市中心部を結ぶ区間の整備が完了したことにより国道4号や県道仙台泉線などのバイパス的機能を果たすなど、国道4号と共に仙台都市圏の交通体系の骨格を形成する南北の幹線道路として、地域間の交流促進や経済活動の活性化など多くの役割が期待されている。

今後、仙台都市圏において、産業や経済、観光など広域的な連携を進め、さらに地域の発展や活性化を図るためにには、県道大衡仙台線と国道4号を計画的に連絡(連結)することが重要となっており、特に仙台北部道路との連絡を進めることにより、仙台都市圏の産業や経済の発展に大きく寄与するものとなる。

しかしながら、県道大衡仙台線と国道4号を連絡する道路は、富谷市以北において、団地内の既存道路が主たるものであり、通過交通を効率的に処理することは難しい状況にある。

特に仙台北部道路富谷インターチェンジ周辺では、高屋敷地区工業団地に企業や商業施設の立地が進み、県内外から多くの方々が往来するようになったため、時間帯によっては周辺道路の交通渋滞が助長され、一般車両の通行はもとより、緊急車両の通行に対する影響も懸念される状況となっている。

また、近隣の工業団地では、今後も企業の立地が見込まれていることから、円滑な交通環境の確保が求められているところである。

こうしたことから、仙台都市圏の北部地域の人口増加や企業の立地に伴う交通量の増加に対応し、国道4号等の渋滞緩和や公共交通の利便性向上のためにも、仙台北部道路富谷インターチェンジ(国道4号)から西に延びる自動車専用道路(地域高規格道路)の整備は重要性を増している。

よって、県は、地域高規格道路の候補路線として検討されている仙台北部道路富谷インターチェンジ(国道4号)から西に延びる自動車専用道路について、県道大衡仙台線までの区間を整備するよう要望する。

白石・角田・山元間の広域的な幹線道路の整備促進について

東北縦貫自動車道及び国道4号は宮城県内の産業・経済・文化の発展と福祉の向上に大きく寄与する重要な路線である。これらの重要路線が地震等の災害により遮断された場合の対応策として、東北縦貫自動車道及び国道4号と常磐自動車道及び国道6号を連結する広域道路（交流促進型）を地域高規格道路として整備することが求められている。

また、宮城県南部地域の生活基盤の発展には、環太平洋経済圏と環日本海経済圏の交流のさらなる促進が不可欠であり、新潟、山形、宮城及び福島の各県を結ぶ国道113号の整備促進が緊急の課題となっている。

なお、横倉字高森地内の国道113号と一般県道佐倉北郷線の交差部において、国道113号が一時停止の直角道路となっており、通行が円滑でないほか、事故などの危険性もある。

また、横倉字吉ノ内から阿武隈急行跨線橋の区間は片側歩道で、市営水上住宅側には歩道はなく、最近、側溝整備とともに路肩部が整備されたが、緩やかなカーブと交通量の増加によって子供たちの通学路として危険な現況にある。

よって、県は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 広域的な横断道路として、白石・角田・山元間の東北縦貫自動車道及び国道4号と常磐自動車道及び国道6号を連結する地域高規格道路を指定し整備を図ること。
- 2 横倉字高森地内の国道113号と一般県道佐倉北郷線の交差部を、通行が円滑になるよう改良すること。
- 3 横倉字吉ノ内から阿武隈急行跨線橋の北側の区間にも歩道を設置すること。

国道 349 号の整備促進について

国道 349 号は、茨城県水戸市を起点とし、柴田町楓木地内に至る延長約 260km（宮城県管理延長 24.9km）の幹線道路である。福島県と宮城県との社会交流を支え、地域の連携を促すネットワークとして、また、災害時の東北縦貫自動車道や国道 4 号の代替道路としても重要な役割を担っている。

本路線は、仙台方面と角田市を結ぶ最重要路線であるが、主要地方道白石柴田線との接続部分は本路線が従道路となっていることから朝夕の渋滞を引き起こしている。これを解消するため、主要地方道白石柴田線との接続部分について、本路線を主道路とする改良が必要である。また、本路線の角田市江尻地内から柴田町下名生地内において、阿武隈川左岸堤防兼用道路となっているため、家屋連担等の兼ね合いから道路拡幅に困難を極め、屈曲部が多く両側にガードレールが設置されている箇所もあることから、近年の交通量の増加、特に大型車輌の増加により、歩道未整備区間での歩行者・自転車通行が危険な状況にある。

よって、県は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 主要地方道白石柴田線との接続部分について、国道 349 号を主道路とする改良を図ること。
- 2 歩道未整備区間について、安全に通行できるよう自歩道の早急な整備を進めること。

国道 398 号の整備促進について

国道 398 号は、宮城県石巻市を起点とし三陸沿岸地域から内陸部を経て秋田県由利本荘市に至る、太平洋と日本海を結ぶ幹線道路で、東北縦貫自動車道や湯沢横手道路につながるアクセス道路として機能しており、宮城・秋田両圏域の文化・経済交流はもとより、産業振興などにも大きく寄与している重要路線である。平成 23 年 7 月には栗駒山を中心とした豊かな自然資源、動植物、温泉、歴史と文化など多彩な観光資源を有する秋田県湯沢市、宮城県栗原市、岩手県一関市及び秋田県東成瀬村の 3 市 1 村により「ゆっくりひとめぐり栗駒山麓連絡会議」を設立し、観光振興について、県域を越えて広域的に連携して地域の活性化に取り組んでいる。

宮城・秋田の県境区間は、山間豪雪地域のため冬期間通行不能となることから、産業活動に大きな影響を及ぼし、地域経済振興の阻害要因となっている。平成 23 年に発生した東日本大震災においては、道路は、救援活動や物流面で、まさに国民の命と生活を守る重要な社会基盤であることが再認識されたところであるが、冬期閉鎖は、緊急時の災害対応への重い足かせとなっている。

よって、県は、冬期通行止めとなる宮城県栗原市花山から秋田県湯沢市皆瀬までの区間について通年通行が確保できるよう、道路整備に係る予算を十分確保した上で、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 未改良区間においてバイパスをはじめとする道路整備を図ること。
- 2 雪崩の発生する可能性が高い区間における防雪対策など、安全な通行を確保するための対策を講じた上で、冬期通行止めとなる区間について通年通行ができるよう、調査・検討を推進し、早期実現を図ること。

仙台塩釜港（石巻港区）の早期復興・整備促進について

東北唯一の国際拠点港湾として統合した仙台塩釜港（石巻港区）は、東北地方における紙・パルプ、木材、飼料等の生産、供給拠点であり、本県北部の産業振興に大きく寄与するとともに、石巻圏域の雇用を支える重要な場所である。

震災以降、石巻地域をはじめとした本県沿岸部の人口減少は著しく、特に若者の首都圏及び仙台圏への流出が大きな課題となっている。若者の流出抑制には、雇用の安定した維持・確保が必要であり、地域経済の拠点である石巻港区に立地する企業各社が競争力を強化し、更なる成長を果たしていくためには、港湾機能の一層の強化が必要不可欠である。

また、地域経済の活性化と交流人口の拡大に繋がるクルーズ船の誘致は、地方創生を推進する重要な手段の一つであり、更なる寄港数の増加に向けた取組みを進める上で、受入環境の整備が必要である。

さらには、この度の震災を教訓とし、全ての方々が安心して港を利用するための環境整備のほか、有事の際には、防災拠点としての機能も併せ持つ「災害に強いみなとづくり」の実現が重要となっている。

よって、県は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 仙台塩釜港（石巻港区）と企業各社が復興を果たし、更なる発展を遂げるため、港湾整備に必要な予算を確保すること。
- 2 安全・安心なみなとづくりの実現に向けた新設防潮堤を早期に整備すること。
- 3 入港する船舶の大型化や企業動向など、港湾を取り巻く環境の変化に対応するため、航路・泊地の更なる水深確保、大水深岸壁の整備などに向けた、日和埠頭、雲雀野南埠頭などの港湾計画変更に向けた検討を行うこと。
- 4 クルーズで訪れる観光客に対する質の高いサービスの提供に向け、天候の影響を受けないクルーズターミナルビルを雲雀野北地区に整備すること。

一級河川迫川流域に係る総合的な治水対策事業等の実現について

治水は、市民の生命、財産を守る上で最も重要な施策であり、安全・安心な地域づくりに欠くことができない。

迫川流域の治水対策は、昭和7年に着手し、長沼ダム整備事業を基幹として着実に整備が進められているものの、平成14年7月の台風6号の集中豪雨では、二迫川は堤防決壊、迫川は堤防越流するなど、周辺家屋や農地への洪水被害は甚大であった。

近年、台風の大型化や気候変動の影響を受け、大雨による河川氾濫や浸水などが増加傾向にあり、最近では、平成21年10月の台風18号や平成25年7月の集中豪雨、さらには、平成27年9月の関東・東北豪雨、令和元年10月の台風第19号により甚大な被害が発生し、住民の生活及び事業者の活動にも多大な影響を及ぼした。

よって、県は、今後さらに発生する集中豪雨などの自然災害に対処するため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 長沼ダムが供用を開始し、その機能が十分發揮されたことを受け、その上流域全般の河川を「迫川圏域河川整備計画」の重点区域に位置づけ、計画を前倒しして実施すること。
- 2 中州への土砂堆積や支障樹木が発生することのないよう、土砂浚渫や支障樹木の撤去など適切な維持管理による通水能力の確保に努めること。
- 3 本流と支流の合流地点での破堤や越流による被害が多発したことから、河川合流地点の堤防の点検と機能強化を早急に実施すること。

宮城県における水道事業の広域化推進について

現在の水道事業は、水需要の減少による収入の減少と、施設の老朽化による更新という問題を抱え、経営環境は厳しさを増している。各自治体の水道事業では、安全で安心な水道水を安定的に供給し続けるための経営努力を続けているが、特に山間部を含む給水人口5万人以下の小規模事業では、将来的に事業存続が極めて厳しくなることが予測される。さらに、老朽化した施設の更新や統廃合など課題は山積しているが、少人数の水道職員では技術の継承さえ困難となっている。

このことに対処し、給水を継続し住民の生活を守るために、水道事業の規模拡大による基盤強化しか選択肢はないと考えられる。例として、岩手県で平成26年に広域統合を行った岩手中部水道企業団は、用水供給事業を行っていた旧企業団と、北上市などの2市1町による4事業体で立ち上げたものである。広域化により、水源の相互融通による施設の効率的な運用、財政力・資金力の強化、人材の確保と技術の継承などが可能になったとされている。

宮城県では水道事業広域化連携検討会を設置し、水道基盤強化計画策定に向けた広域化シミュレーションを行っていくとしているが、小規模水道事業の体力は年々減少しており、検討に時間をかける余裕はなくなりつつある。

よって、小規模事業体の広域化については県の強力なリーダーシップが必要であることから、宮城県は、用水供給事業の仙南・仙塩広域水道や大崎広域水道を中心とした、広域統合による企業団設立の可能性も含め、広域化に向けた検討を具体的かつスピードアップして進めるよう要望する。

新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルスによる感染症は、南極大陸を除くすべての地域に広がっており、人類にとって第2次世界大戦以降最大の危機とまで言われている。また、有効なワクチン等の開発も始まったばかりであり、世界的に感染者数は増加し続けている。

本県においても、外出の自粛等により感染の拡大は抑制されているものの、多くの市民が不安を抱いている。そのため、住民に最も近い行政機関である市町村が果たすべき役割は大きく、市民の生命や生活を守るために医療・雇用・経済等の各分野における大胆かつ総合的な対策が必要となっている。

よって、県においては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 感染の封じ込めを行うためには、国・県・市町村間での情報共有が必須であることから、市町村への情報提供は速やかに行うこと。
- 2 マスクや消毒液等、いまだ多くの医療物資が不足している状況にあり、多くの市民が不安を抱いている。また、医療機関において、医療用マスクやガウン、手袋、フェースガード等の感染防具や人工呼吸器等の医療用資器材の不足が顕著になっており、医療崩壊も懸念されていることから、医療機関に対して必要な数量を速やかに配布できるよう医療用資器材の適正な価格で安定的な供給体制を構築すること。
- 3 十分な医療体制が維持できるよう病院間の支援ネットワークや看護師派遣などの医療人材の確保について、広域的な医療関係機関の支援体制の整備を図ること。また、PCR検査については、ドライブスルー方式も開始されているが、検査ルートの仕組みも含め、必要な検査数に対応できるよう体制を整えること。
- 4 経済的に大打撃を受ける観光業、飲食業、旅客業等や中小企業や個人事業主への融資、助成や家賃負担の軽減措置などの大胆な支援策を講じること。

